

別表 6 (第 3 条)

補助事業名	耐震シェルター工事費補助
補助事業の目的	苓北町に所在する戸建て木造住宅について、当該住宅の所有者が耐震シェルター工事を行うに際し、その費用の一部に対して助成を行うことにより、地震に対する安全性の向上を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	補助事業の対象となる住宅を所有する者(ただし、町長が認める者を含む。)
補助事業の対象となる住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅(ただし、その他町長が補助事業の適用が可能と認めるときは、補助対象住宅とすることができる。) 1 苓北町内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は災害対策基本法に基づく罹災証明書の写しにより平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの 4 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの ア 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの イ 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、町長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること 6 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの
補助事業の対象となる経費 (補助対象経費)	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用
補助率	2分の1以内
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額
その他の事項	本要綱第2条第9号に規定する耐震シェルターであること